

宮崎県北部広域行政事務組合職員の給与、勤務時間 その他の勤務条件等に関する規則

(平成7年2月10日規則第6号)
(改正 令和5年3月31日規則第2号)

(目 的)

第1条 宮崎県北部広域行政事務組合職員（以下「職員」という。）の給与、勤務時間及びその他の勤務条件等に関しては、宮崎県北部広域行政事務組合職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例（昭和41年3月9日制定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(準 用)

第2条 次の各号に掲げる規則は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について、準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

- (1) 延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和59年延岡市規則第20号）
- (2) 延岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年延岡市規則第4号）
- (3) 延岡市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年延岡市規則第13号）
- (4) 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和52年延岡市規則第17号）
- (5) 延岡市職員の給与の支給等に関する規則（平成12年延岡市規則第25号）
- (6) 延岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成12年延岡市規則第29号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。